

出展者募集のご案内

フランチイズ・ショー大阪2022

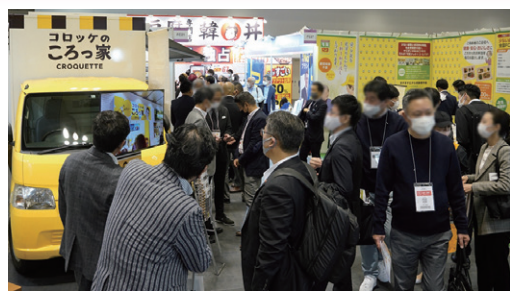
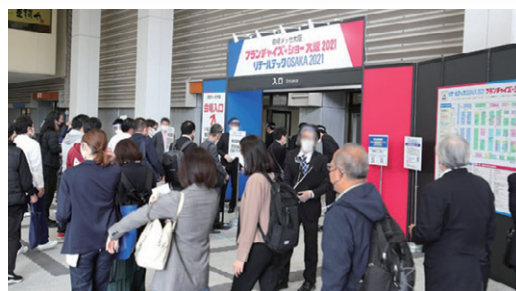
2022年7月21日[木]・22日[金] 10:00～16:30

会場：インテックス大阪 2号館 入場無料(事前登録制)

1小間＝32万円(9m²)、展示規模：80社・団体、150小間(見込み)
出展小間位置は、2022年5月実施の抽選会(小間数毎)により決定
来場見込み：8,000人(館内同時開催展：リテールテックOSAKAを含む)

出展申込締め切り 2022年3月31日[木]

国内最大のフランチイズ本部など加盟商談展示会である「フランチイズ・ショー(日経FCショー)」。その関西版として2回目となる「フランチイズ・ショー大阪2022(FC大阪)」をインテックス大阪で開催します。関西や西日本各地の法人加盟候補者や、独立開業をめざす個人の方にご来場いただきます。飲食やサービス、小売りなどのFC本部、代理店・ビジネスパートナーの募集、FC業界向け製品・サービス、支援ビジネス企業など出展のお申し込みをお待ちしております。詳しくは、下記主催者担当までお問い合わせください。



FC大阪展の本出展案内
PDFデータは上記QRコード
で読み取り可能です。

出展料金・小間仕様など

出展料金

1小間＝32万円(税込み 352,000円)

東京(2022年3月)・大阪両方に出演＝1小間30万円(税込み330,000円)に割引

1小間：9m²＝幅3m×奥行3m×高さ2.7m

共同出展

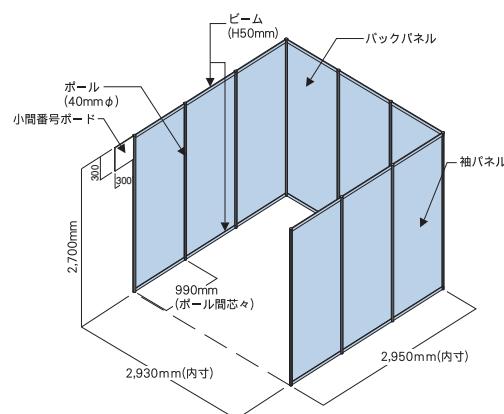
複数企業による共同出展は、1社につき1小間以上でお申し込みください(例えば2小間の出展の場合、3社以上の共同出展はできません)。また、「共同出展登録料」は共同出展1社あたり50,000円(税別)が別途必要になります。

New 来場者データ 即日提供サービス

1出展者＝8万円(税込み 88,000円)～

自社ブースで来場者QRコードを専用Androidアプリで読み取り、最速で当日中に来場者データをダウンロードできる新サービスです。出展のお申込時に、本サービス申込の有無をご選択ください。本サービスは、本展のオンライン展示会の仕組みを利用するため、申込出展者は本展オンライン展に簡易的に貴社情報も掲載いたします。オンライン展をさらにご活用される場合は、次頁(追加費用あり)をご覧ください。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、カーペット、照明器具はつきません。通路に面する側面パネルはつきません。
- 装飾の高さ制限は、3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外は高さ4mまでです。
- 電気工事費(工事費と使用料金)は、1kWあたり12,100円(税込み)です。
- 追加のパッケージブースとレンタル備品は出展者説明会で発表します。

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪 特別協力：一般社団法人日本フランチイズチェーン協会
<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

お問い合わせ：日本経済新聞社 イベント・企画ユニット「フランチイズ・ショー」担当
長谷川：080-8128-5639(会社直通) 部門TEL：03-6256-7355 eメール：info@fcshow.jp

出展小間位置の抽選・決定方法について(前回より変更しています)

FC大阪展の出展小間位置は、次の第2回目開催から、抽選会(5月オンライン開催)により決定する方式に変更します。

抽選は、同じ申し込み小間数の出展者が複数ある場合、抽選会当日に小間位置の選択順位を決定し、その順番に従い出展場所を決定します。

抽選会の開催直前に主催者より、抽選会用の会場図面および抽選会の進め方の詳細をお送りします。

●FC東京展のように、JFA会員の優先抽選権はありません。

●FC東京展のように、出展ゾーン別の抽選は実施せず、出展小間数毎の抽選を行います。

抽選会についてご不明の点は、電子メールでお問い合わせください。 **eメール：info@fcshow.jp**

初出展の出展審査について

本展にFC東京展、FC大阪展を通じて初めて出展する場合や、過去の出展と異なる業態・ブランド(チェーン)で出展する場合は、出展の審査書類の郵送が必要です。ウェブサイトから出展申込をされた上で、下記PDF内に記載する出展カテゴリごと(FC本部、FC本部以外)に、必要書類一式を主催者までお送りください。出展審査が通過後、正式出展受理を行います(審査資料の送付期限：3月31日)。

<https://www.nep-sec.jp/messe2021Osaka/pdf/FCshinsa2022.pdf> (PDF)



来場者データ提供サービスとオンライン展示会

QRコードを読み取った来場者のデータを、最速で開催当日から提供するサービスを新しく開始します。読み取り端末は、出展者各社で用意するAndroid端末内に専用アプリを入れて利用いただけます。ブース来場者にいち早くフォローするためにぜひご活用ください。別途データ提供費用として、1件あたり77円が発生します。

このサービスはオンライン展示会の仕組みを活用しており、同時開催するオンライン展示会(会期：2022年7月15日～25日)に出展するとQRコードサービスの機能がついてきます。QRコードの読み取りに加えて、オンラインでのリード獲得やセミナー開催など、さらに成果を上げる機能が利用できます。リアル展とのハイブリッド出展をぜひ検討ください。

	利用料金(税込み)	機能
QRコードサービスのみ申込み	88,000円 *別途、データ提供費用(1件当たり77円)がかかります。	QRコード読み取り + 出展内容を簡単に紹介
オンライン出展	【ベーシックプラン】 165,000円(330,000円) 【スタンダードプラン】 330,000円(550,000円) 【プレミアムプラン】 880,000円(1,100,000円) *左はハイブリッド出展の料金、カッコ内はオンラインのみ参加の料金。 別途、データ提供費用(1件当たり77円)がかかります。	QRコード読み取り + ①オンライン来場者データ獲得 ②出展内容を詳しく紹介(製品情報、動画対応) ③出展者セミナー開催 ④チャット、ビデオ会議連携、メッセージ送信 ⑤問い合わせ・アンケート受付 *利用できる機能はプランによって異なります。

「フランチイズ・ショー大阪2022」 出展お申し込みにあたってのご留意事項

- 会場展示スペースが、東京で開催する従来展示会より少ないため、予定小間数に達する時点で出展申込受付を締め切ります。
- 出展者説明会および抽選会は、オンラインで、2022年5月中旬に実施予定です。詳細の日程・進め方は後日ご案内いたします。
- 4小間で出展の場合、申込時点で単列(12m×3m)か、複列(6m×6m)の小間形状をお選びください。
- 申込小間数は、1・2・3・4(単列・複列)・6・8・9・10・12小間のいずれかといたします。
- 12小間を超える出展を希望する場合は、予めお問い合わせください。
- フードコートの出展募集(飲食の販売を伴う出展形態)は、FC大阪展では実施しません。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの実施・運営手法は、2022年7月開催時点で最適な展示会実施手法で行い、それに伴う出展者様の実演、来客者との接客・接触方法、飲食物の提供方法などについては、会場側とも協議し主催者として規定して参ります。

不可抗力による開催中止等の場合の出展料金について

主催者が、新型コロナウイルス感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を判断した場合、右記のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは100%のキャンセル料となります。詳細は、出展規約を参照ください。

期 間	返金の料率
2022年5月31日(火)まで	出展料金の100%
6月1日(水)～6月30日(木)	出展料金の80%
7月1日(金)～7月18日(月)	出展料金の70%
7月19日(火)～7月20日(水)(搬入・設営期間)	出展料金の50%
7月21日(木)～7月22日(金)(会期中・搬出撤去期間)	出展料金の0%

出展対象

フランチャイズ本部(FC本部)

1 FC本部／サービス・小売業

●介護／福祉サービス ●生活支援・代行サービス ●健康関連・ボディケア・リラクゼーション ●学習塾・カルチャースクール・幼児教育など各種教室
●レジャーサービス(カラオケ、インターネットカフェ ほか) ●クリーニング ●理容・美容 ●リペア・修理・リフォームサービス ●自動車整備・修理
●リース・レンタルサービス ●地域ポータル・情報サービス ●住宅・建築、不動産関連
●その他サービス(DPE・印刷、運輸・倉庫、貸しオフィス、冠婚葬祭サービス、ホテル、ペット関連サービス ほか)
●コンビニエンスストア ●リユースショップ・中古品販売 ●デイスカウントストア、100円ショップ ●宅配・無店舗販売
●専門店(衣料品、飲食物品、自動車・バイク・自転車関係、省エネ・節電機器、家具・インテリア用品・生活雑貨、医薬品・化粧品、書籍・文具、
CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト、スポーツ用品・玩具・楽器、時計・メガネ・光学機械、花・植木、ペット・ペット用品、印鑑・名刺作成、
携帯電話関連用品 ほか)

2 FC本部／飲食・フードサービス業

●ファストフード(ハンバーガー、麺類、カレー、お好み焼き、和洋スイーツなど) ●ラーメン・うどん・そば ●カフェ・スイーツ
●レストラン(和食・洋食) ●居酒屋・バー ●宅配フード ●パン・ベーカリー ほか

フランチャイズ本部以外のビジネスパートナー募集

3 フードサービス開業支援ビジネス

●飲食・フードサービスのビジネスパートナー募集

4 代理店・ビジネスパートナー募集

●販売代理店・特約店募集(各種製品・サービスの販売代理店・特約店、小売り・サービスなど各種流通業向け製品・サービス・システム、
各種ショップオーナー募集 ほか)
●業務・技術提携先募集(アウトソーシング関連、各種ニュービジネス提案 ほか) ●店舗開店・ニュービジネス開業のための情報提供 ほか

フランチャイズ支援ビジネス、コンサルティング・情報関連など

5 FC支援ビジネス、店舗開発、コンサルティング、情報

●フランチャイズ本部向け製品・設備・システム・サービスの紹介 ●フランチャイズ本部向け人材派遣・採用サポートサービス
●店舗開発、立地戦略のための情報提供 ●人手不足・少子高齢化・インバウンド対応などの課題解決のための製品・設備・システム・サービス
●フランチャイズ本部設立コンサルティング、フランチャイズ加盟相談 ほか

6 海外関連

●海外FC本部・代理店の日本展開(エリアフランチャイズ・加盟募集) ●日本のFC本部・代理店の海外展開 ●海外関係機関・関連ビジネス

出展申し込み方法

出展申し込みは、FCショー大阪ウェブサイトから、お申し込みください。 <https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

本展(FC大阪)のお申し込みには、東京展に出展の際にご利用の出展者ID(FCではじまるID番号)をそのままご利用いただけません。FC大阪展に初めて出展される場合は、お手数ですが改めて新規で出展申し込みをお願いします。申込後にFSではじまる、大阪展専用の出展者IDを発行いたします。既にFC大阪展にご出展実績があり、FSではじまる出展者IDをお持ちの場合は、出展者ログイン画面より出展のお申し込みをお願いします。

1 FC大阪トップページの「出展のお申し込み」ボタンを押す(もしくは、出展申込ページ=<http://messe.nikkei.co.jp/apply.html> にアクセスしてください)。

2 ウェブサイトの「出展に関する規約」をご一読の上、「同意して情報入力画面へ進む」ボタンを押す。※出展規約は次ページにも掲載しております。

3 入力フォームに従い、お申し込み情報を入力し、確認画面で内容をご確認の上、「登録」ボタンを押す。

4 出展者・出展内容を主催者が確認した後、主催者より出展担当者宛に電子メールが届きます。
メールの案内に従い貴社専用の「出展者マイページ」にログインし、入力された内容が印字された出展申込書のPDFをプリントアウトしてください。

5 プリントアウトした出展申込書に、代表者印(または社印)を押印のうえ、出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードしてください。

6 押印済出展申込書を主催者が確認した後、主催者より「出展受理メール」を送信します。出展審査を終えていない場合は出展受理が保留されます。
このメールを送信した時点で、出展申し込みを受理し、100%の出展キャンセル費用が発生します。また、主催者より出展料の請求書を送付します。

7 出展料金の支払い期日について

ご入金締切日は原則、ご請求書の発行日の翌月末日です。請求書に記載された支払締切日までにご入金ください。

※期日までに出展者または広告代理店からのご入金を確認できない場合は、出展のお申し込みを取り消すことがあります。振込手数料は貴社にてご負担ください。

本展に関するお問い合わせ

日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 「フランチャイズ・ショー」担当
TEL. 03-6256-7355 eメール: info@fcshow.jp 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

フランチャイズ・ショー大阪2022 出展規約

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2022年開催の各展示会(「JAPAN SHOP」「建築・建材展」「リテールテックJAPAN」「SECURITY SHOW」「フランチャイズ・ショー」「リテールテックOSAKA」「フランチャイズ・ショー大阪」ほか特別企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内(出展要項)」、「出展者説明会」で配布する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。出展にあたって、本展規約等とは別のいかなる契約書や覚書等も締結することはできません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設置・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます。)(以下これらの者を「出展関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとし、出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申込の受理、場合によっては出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更、中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠等は公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければならない。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体等に限定します。主催者が、主催者が独自の裁量に定める本規約に従い、法人・団体および製品・サービス等が出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。
＜出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例＞
「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請等があった場合」
「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権等)やプライバシーを侵害していると判断される場合」
「他の出展者や来場者等から苦情が予想される場合」
「出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」
「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことは、主催者が事前に認めたものを除きお断りします。
2-3. 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込みのものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。
2-4. 感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場においても、主催者の判断で関連書類の提出を求めています。
【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】
3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとし、出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」「登録事項証明書」等主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、展示会によっては別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、出展申し込みを保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次ぎを委託することができます。
3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を保持します。(出展者(広告代理店を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。)

3-3. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、スライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、期間短縮または延期する場合があります。この場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店を通しての申し込みの場合は広告代理店に返金します)。
＜「リテールテックOSAKA」「フランチャイズ・ショー大阪」の場合＞
①2022年5月31日(火)まで：出展料金の100%
②2022年6月1日(水)～6月30日(木)：出展料金の80%
③2022年7月1日(金)～7月18日(月)：出展料金の70%
④2022年7月19日(火)～7月20日(水)(搬入・設営期間)：出展料金の50%
⑤2022年7月21日(木)～7月22日(金)(撤去・撤出期間)：出展料金の0%
【4. 出展キャンセル】
4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として主催者に請求金額の全額を支払わなければならない。
4-2. 主催者が出展申込を受理した後は、キャンセル料が発生するものとします。
4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】
5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。小間割り抽選会がある展示会はそのルールに従って抽選を行い、その結果に従うものとします。
5-2. 出展者は、主催者が定めたまたは小間割り抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与等することはできません。
5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所等による指導・命令または出展キャンセルや空きスペース等があった場合、出展者の承認を要せず全体レイアウトの変更や小間の再配置をすることができます。
【6. 各種書類の提出】
出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類等主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。
【7. 展示に関するルールの概要】
7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスの出展や、小間内でそれらの社名等の掲出ができません(場合もありますのでご注意ください)。
7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービス等の出展内容等に変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければならない。
7-3. 装飾・展示物等の搬入・搬出および展示方法等は、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければならない。
7-4. 出展者等は、通路等自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為等を行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無等は主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演等、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演等が他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙、スモークマシン、ネオン管等の使用はできません。
7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければならない。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為等)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して、主催者はその責を一切負いません。
7-9. 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者や主催者が許可する場所を除き、写真・動画の撮影は禁止です。出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画を撮影することができます。
7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転等の事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
7-11. その他、前各項のルールに違反する等、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、または現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報取り扱い】

8-1. 出展者は、展示等を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければならないとします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報の情報主体から同意」を取らなければならない。
8-2. 出展者は、展示等を通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければならない。
8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示等を通じて取得した「個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならない。
8-4. 出展者が展示等を通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争等が生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとし、かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとし、万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・スライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会場の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-5. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-6. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑧に掲げる者および団体を用い)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。
①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者
②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行もしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
④総会屋、社会運動標榜コソ、政治活動標榜コソ、特殊知能暴力集団等の団体または個人
⑤暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金は返金せず、また取り消しによって出展者等が生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意するものとします。
11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本展規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

【フランチャイズ・ショーに関する特約】

【12. 出展対象の定義】

フランチャイズ・ショーに出展資格を有する法人・団体は、原則として、以下の通りとします。
①フランチャイズシステムにより事業を行い、加盟店(フランチャイジー)募集や企業PRを行う法人(フランチャイザー。以下「フランチャイズ本部」という)。なお、ここでの「フランチャイズシステム」および「フランチャイザー」の内容は、中小小売商業振興法第11条第1項に定める事前開示項目および一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が定める「フランチャイズの定義」を満たしている法人とします。
②フランチャイズ本部向けの商品・設備・システム・サービスの提供、フランチャイズ本部設立・フランチャイズ加盟・起業相談などに関するコンサルティング、フランチャイズ事業に関する情報提供サービス・出版業を行い、顧客開発および企業PRを行う法人・団体。
③フランチャイズシステム以外の方式により、自社製品・サービスの販売代理店・特約店・業務提携先の募集や企業PRを行う法人・団体、フードサービス・小売り・サービス業など流通関連業向けの製品・サービス・システムのPRおよび販路拡大を行う法人・団体。